

## 1 新計画の基本的な考え方

- 「仙台市男女共同参画推進条例」に基づく推進計画として策定するとともに、「男女共同参画社会基本法」に定める市町村男女共同参画計画として位置付ける。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に定める市町村基本計画（仙台市DV防止基本計画）及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に定める市町村推進計画（仙台市働く女性の活躍推進計画）を包含する。
- 社会情勢の変化、国の動向を踏まえた内容とするため、計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

## 2 新計画のポイント

**～実現を目指すまちの姿～**

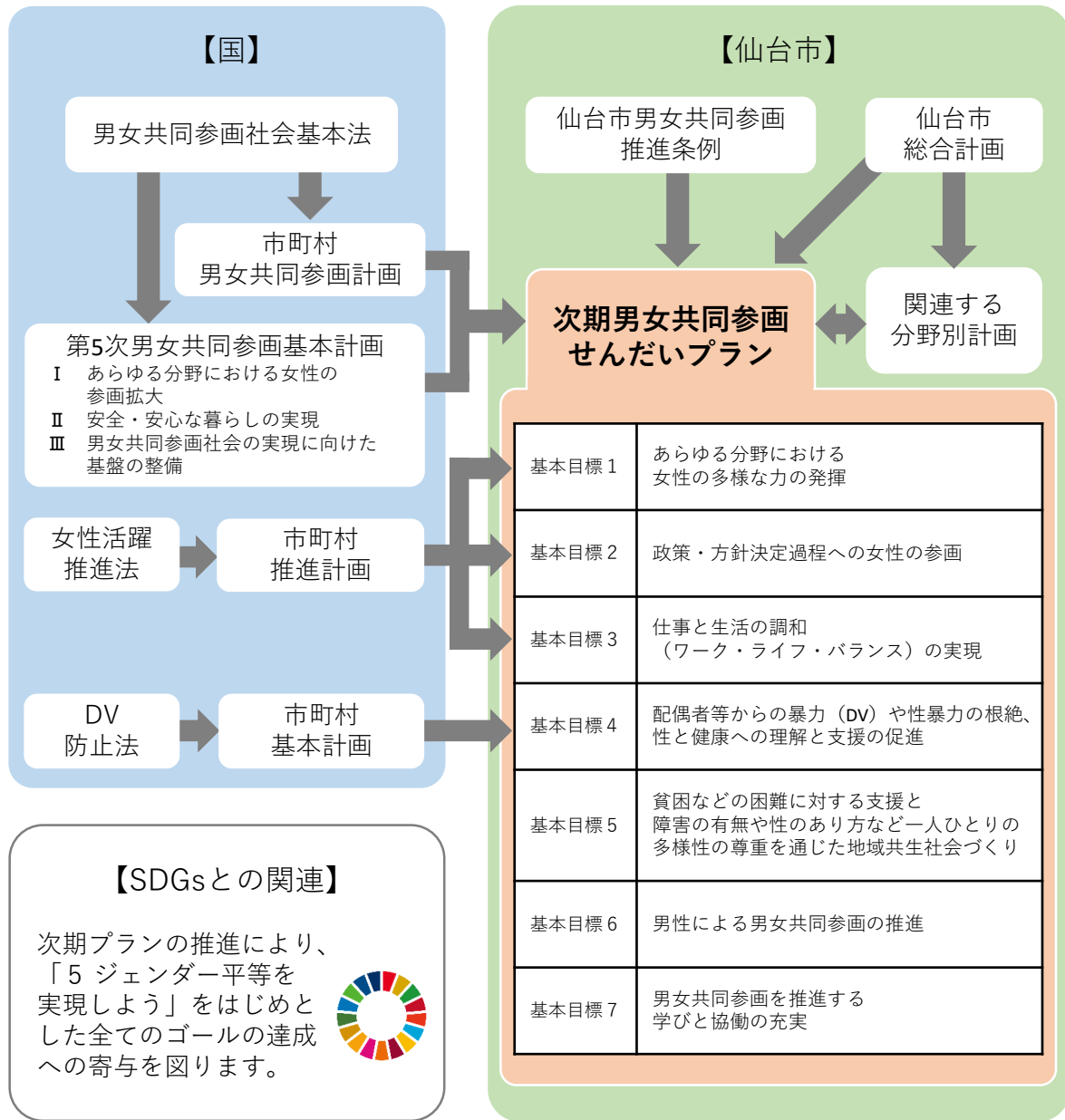
男女が、その個性と人権を尊重し合うとともに、性別にかかわらず、多様な生き方を自ら選択し、その能力を十分に発揮できる男女平等のまち  
 ※仙台市男女共同参画推進条例 前文

**○あらゆる分野における女性の参画拡大**  
 企業、地域などあらゆる分野で女性が力を発揮できる環境づくりや政策・方針決定過程への女性のさらなる参画に向けた取り組みを進めるとともに、引き続き、東日本大震災の経験・教訓を基に、防災・まちづくりにおける男女共同参画を推進する。

**○安心・安全な暮らしの実現**  
 配偶者等からの暴力（DV）や性暴力の根絶、貧困などの困難に対する支援、障害の有無や性のあり方など一人ひとりの多様性の尊重に向けた取り組みにより、性別にかかわらず誰もが安心して暮らすことができ、共に支え合う地域共生社会づくりを推進する。

**○男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備**  
 男女が共に暮らしやすい社会の実現に向けて、学びの機会の充実を図るとともに、市民や企業、NPOなど多様な主体が展開する活動を支援する。  
 また、男性自らが男女共同参画を推進する主体であるとの意識の醸成に取り組むとともに、家事や子育て、介護などへの参画を支援する。

## 3 新計画の位置づけと構成



## 4 新計画の基本目標及び施策の方向

### 基本目標 1 あらゆる分野における女性の多様な力の発揮

#### 【施策の方向】

- 働く女性の多様な活躍を支援する
- 起業家や自営業に従事する女性を支援する
- 女性の活躍を支える環境づくりを推進する
- 防災・まちづくりにおける男女共同参画を推進する

### 基本目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画

#### 【施策の方向】

- 市及び関係団体等における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を推進する
- 企業等における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を促進する
- 地域団体や市民団体における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を促進する

### 基本目標 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

#### 【施策の方向】

- 企業等における多様で柔軟な働き方を促進する
- 市の職員のワーク・ライフ・バランスを推進する
- 保育や子育て支援の充実を図る
- 高齢者や障害者の介護・自立支援の充実を図る

### 基本目標 4 配偶者等からの暴力（DV）や性暴力の根絶、性と健康への理解と支援の促進

#### 【施策の方向】

- 人権尊重や非暴力の観点からの教育の充実を図る
- DVの根絶に向けた啓発と被害者支援の取り組みを推進する
- 性暴力の根絶に向けた啓発と被害者支援の取り組みを推進する
- 性別等に基づくハラスメントの根絶に向けた啓発と被害者支援の取り組みを推進する
- 男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発を推進する
- 女性のライフステージに合わせた健康づくりを支援する

### 基本目標 5

貧困などの困難に対する支援と障害の有無や性のあり方など一人ひとりの多様性の尊重を通じた地域共生社会づくり

#### 【施策の方向】

- 男女共同参画の視点からの相談事業の充実を図る
- 心の健康づくりを推進する
- 貧困などの困難を抱える女性等の生活や就労・社会参画を支援する
- 年齢、障害の有無、国籍や文化等の違いにかかわらず多様な人が共に支え合う地域づくりを推進する
- 多様な性のあり方を尊重しあう環境づくりを推進する

### 基本目標 6 男性による男女共同参画の推進

#### 【施策の方向】

- 男性の男女共同参画意識を醸成する取り組みを推進する
- 家事・子育て・介護等への男性の参画を支援する
- 地域活動等への男性の参画を支援する

### 基本目標 7 男女共同参画を推進する学びと協働の充実

#### 【施策の方向】

- 男女平等や多様性を尊重する意識を育てる教育の充実を図る
- 子どもや若者の多様な選択を可能とする教育の充実を図る
- 男女共同参画推進のための広報・啓発を推進する
- 多様な学びの環境づくりを推進する
- 男女共同参画に関する市民活動への支援の充実と協働の推進を図る
- 男女共同参画に関する調査・研究や情報の収集・提供を推進する

## 5 新計画の推進体制

